

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和7年1月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## ＜故人が生前お世話になったため＞

○曾我部 光市 様 (北見市)	10,000円	*小島 るみ子 様 (北見市)	
○西 誠一 様 (北見市)	100,000円	○山口 隆昭 様 (常呂町)	30,000円
○橋本 三枝 様 (常呂町)	30,000円	○加藤 雪江 様 (常呂町)	30,000円
○小林 魁 様 (留辺蘂町)	20,000円	○大友 広行 様 (留辺蘂町)	50,000円
○小林 洋幸 様 (留辺蘂町)	20,000円	○板垣 人之 様 (留辺蘂町)	20,000円

## ＜お世話になったお礼の気持ちを福祉のために＞

○匿 名 様 (北見市) 20,000円

## ＜離町にさいして＞

○松本 英子 様 (留辺蘂町) 10,000円

## ＜チャリティー芸能発表会の益金として＞

\*北見市端野町文化連盟 様 (端野町)